ラクスル株式会社

第10回
定時株主総会招集ご通知

2018年８月１日～2019年７月31日

日　時

2019年10月17日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前９時30分）

場　所

東京都千代田区大手町２丁目６番１号
朝日生命大手町ビル　５階
フクラシア東京ステーション　Ｌ会議室

議　案

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

お土産、お弁当はご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（証券コード　4384）

証券コード　4384
2019年９月27日

株　主　各　位

東京都品川区上大崎二丁目24番９号
ラ　ク　ス　ル　株　式　会　社
代表取締役社長CEO　松　本　恭　攝

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年10月16日（水曜日）午後７時までに到着するよう議決権行使書をご返送下さるか、2019年10月16日（水曜日）午後７時までに電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。**
（電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の方法等につきましては、３頁をご参照下さい。）

敬　具

記

１．日　　時　2019年10月17日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

２．場　　所　東京都千代田区大手町２丁目６番１号
朝日生命大手町ビル　５階　フクラシア東京ステーション　Ｌ会議室
（会場が前回と異なります。末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

３．目的事項
報告事項　第10期（2018年８月１日から2019年７月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4．議決権の行使について

議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://corp.raksul.com/ir/stock/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。本招集ご通知の提供書類は、監査役会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした計算書類の一部であります。

①事業報告の新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針
②計算書類の株主資本等変更計算書、個別注記表

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://corp.raksul.com/ir/stock/）に掲載させていただきます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について

電磁的記録（インターネット等）により議決権を行使される場合は、前頁「４．議決権の行使について」及び以下の事項をご確認のうえ、2019年10月16日(水曜日)午後７時までに行使いただきますようお願い申し上げます。

１．議決権行使サイトについて

(1)　インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスし、実施して下さい。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。

(注)携帯電話、ＰＤＡ、ゲーム機等による議決権行使はできません。

(2)　インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合があります。

(3)　インターネットによる議決権行使は、2019年10月16日（水曜日）午後７時まで受付いたしますが、集計の都合上、お早めに行使下さい。また、ご不明な点等がございましたら下記4．宛にお問合せ下さい。

２．インターネットによる議決権の行使方法について

(1)　パソコンによる方法

・上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

・株主様以外の方による不正アクセス(いわゆる“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

(2)　スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記２．（１）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

３．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。

４．お問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　（ヘルプデスク）
電　　話　0120-173-027　（フリーダイヤル）
受付時間　9:00～21:00

〈機関投資家の皆様へ〉

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社現行定款について、次の理由により所要の変更及び削除等を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（１）取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

（２）法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任規定を新設するものであります。

（３）迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

（４）事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加いたします。

上記変更に伴う条数の変更等を行い、分かりやすい定款とするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第1条　（条文省略）	第1条　（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（16）（条文省略） （17）不動産の売買、交換、賃貸、管理、運用及びそれらの代理、仲介、斡旋業 （18）物品の売買、交換、賃貸、管理、運用及びそれらの代理、仲介、斡旋業	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（16）（現行どおり） （17）不動産の売買、交換、賃貸、管理及び運用 （18）各種物品の売買、交換、賃貸、管理及び運用

現行定款	変更案
（19）～（22）（条文省略）	（19）～（22）（現行どおり）
（23）損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務	（23）損害保険の代理業及び生命保険の募集、代理及び仲立等に関する業務
（24）～（25）（条文省略）	（24）～（25）（現行どおり）
（新設）	（26）金融商品取引業、金融商品仲介業等の金融、証券関連事業
（新設）	（27）一般乗用旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業及び特定旅客自動車運送事業
（新設）	（28）医療、介護、福祉、保育及び健康美容関連事業
（新設）	（29）各種放送事業
（新設）	（30）環境、エネルギー関連事業
（新設）	（31）建築、土木、増改築、機械設備等の工事に関する企画、設計、管理、施工及び販売並びにそれらの請負に関連する事業
（新設）	（32）一般及び産業廃棄物の収集、運搬、処理及び再生並びに再生品の販売及び輸出入に関連する事業
（新設）	（33）農水畜産食品、酒類、タバコの開発、製造、加工及び販売に関連する事業
（新設）	（34）前各号の業務に関する代理、仲介、媒介及び斡旋業
（26）～（28）（条文省略）	（35）～（37）（現行どおり）
第３条　（条文省略）	第３条　（現行どおり）
（機関構成） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	（機関構成） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

現行定款	変更案
（1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人	（1）取締役会 （2）監査等委員会 （削除） （3）会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第10条　（条文省略）	第６条～第10条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第11条～第16条　（条文省略）	第11条～第16条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第17条　当会社の取締役は、８名以内とする。	（取締役の員数） 第17条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。 ２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（新設）	
（取締役の選任） 第18条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第18条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２　（条文省略） ３　（条文省略）	２　（現行どおり） ３　（現行どおり）
（新設）	４　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

現行定款	変更案
（取締役の任期） 第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	４　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第20条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第20条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
３　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	３　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第21条　（条文省略）	第21条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（新設）	2　前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（新設）	2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第23条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第24条　当会社は議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第24条　当会社は議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（重要な業務執行の委任） 第25条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
（取締役会の議事録） 第25条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第26条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第28条　（条文省略） 2　当会社は取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第29条　（現行どおり） 2　当会社は取締役（業務執行取締役等又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役及び監査役会 （監査役の員数） 第29条　当会社の監査役は、４名以内とする。	第５章　監査等委員会 （削除）

現行定款	変更案
（監査役の選任） 第30条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第33条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第30条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会規程） 第34条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
（監査役の報酬等） 第35条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２　当会社は監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（削除）
第６章　会計監査人 第37条～第38条　（条文省略）	第６章　会計監査人 第32条～第33条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第34条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第40条　（条文省略）	第35条　（現行どおり）
第７章　計算 第41条～第44条　（条文省略）	第７章　計算 第36条～第39条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 附則　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第10回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（７名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役７名（監査等委員である取締役を除き、社外取締役２名を含む。以下、本議案において同じ。）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	松本 恭攝（まつもと やすかね） （1984年10月10日）	2008 年 4 月　A.T.カーニー株式会社入社 2009 年 9 月　当社設立　代表取締役社長CEO（現任） 2018 年 9 月　株式会社アイスタイル社外取締役（現任）	4,935,000株
2	永見 世央（ながみ よう） （1980年８月11日）	2004 年 4 月　みずほ証券株式会社入社 2006 年 8 月　カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 2013 年 9 月　株式会社ディー・エヌ・エー入社 2014 年 4 月　当社入社　経営企画部長 2014 年 10月　当社取締役CFO（現任） 2019 年 3 月　株式会社リンクアンドモチベーション社外取締役（現任）	98,000株
3	田部 正樹（たべ まさき） （1980年12月８日）	2004 年 4 月　株式会社丸井グループ入社 2007 年 8 月　株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ入社 2014 年 8 月　当社入社　マーケティング部長 2016 年 10月　当社取締役CMO（現任） 2018 年 8 月　当社広告事業本部長（現任）	2,500株
4	福島 広造（ふくしま こうぞう） （1979年11月15日）	2002 年 7 月　フューチャーアーキテクト株式会社入社 2006 年 11月　株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 2015 年 7 月　当社入社　経営企画部長 2016 年 11月　当社SCM部長 2017 年 10月　当社取締役COO（現任） 2018 年 8 月　当社印刷事業本部長	35,500株
5	泉 雄介（いずみ ゆうすけ） （1979年１月24日）	2000 年 6 月　株式会社ビジュアルジャパン入社 2005 年 7 月　モルガン・スタンレー証券会社入社 2012 年 3 月　株式会社ディー・エヌ・エー入社 2015 年 10月　当社入社　システム部長 2017 年 10月　当社取締役CTO（現任） 2018 年 8 月　当社ハコベル事業本部長	7,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	玉塚元一（たまづかげんいち） (1962年5月23日)	1985年 4 月 旭硝子株式会社入社 1998年 7 月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1998年12月 株式会社ファーストリテイリング入社 2002年11月 同社代表取締役社長兼COO 2005年 9 月 株式会社リヴァンプ設立　代表取締役 2011年 3 月 株式会社ローソン副社長執行役員COO 2012年 5 月 同社取締役副社長執行役員COO 2013年 5 月 同社取締役代表執行役員COO 2014年 5 月 同社代表取締役社長 2016年 6 月 同社代表取締役会長CEO 2017年 3 月 ヤマハ発動機株式会社社外取締役（現任） 2017年 6 月 株式会社デジタルハーツホールディングス代表取締役社長CEO（現任） 2017年 9 月 株式会社エードット社外取締役（現任） 2017年10月 当社社外取締役（現任） 2019年 6 月 トランス・コスモス株式会社社外取締役（現任）	4,500株
7	※ 宮内義彦（みやうちよしひこ） (1935年9月13日)	1960年 8 月 日綿實業株式会社（現、双日株式会社）入社 1964年 4 月 オリエント・リース株式会社（現、オリックス株式会社）入社 1970年 3 月 同社取締役 1980年12月 同社代表取締役社長・グループCEO 2000年 4 月 同社代表取締役会長・グループCEO 2003年 6 月 同社取締役兼代表執行役会長・グループCEO 2006年 4 月 株式会社ACCESS社外取締役（現任） 2014年 6 月 オリックス株式会社シニア・チェアマン（現任） 2015年 6 月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社社外取締役（現任） 2017年 6 月 カルビー株式会社社外取締役（現任）	－

（注）1．※印は、新任の取締役候補者であります。
2．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3．取締役候補者とした理由
⑴ 松本恭攝氏は、当社の創業者として先見性と強力なリーダーシップで当社を率いるとともに、BtoBシェアリングプラットフォームという当社ビジネスモデルの創出を主導してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。
⑵ 永見世央氏は、金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、当社CFOとして資本政策及び経営管理業務全般を管掌し、当社の成長を牽引してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務

執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

(3) 田部正樹氏は、マーケティング戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、当社CMOとして新規顧客獲得からリピート率の安定化までのマーケティング戦略全般を管掌し、当社の顧客基盤の確立に寄与してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

(4) 福島広造氏は、経営企画、生産管理全般について豊富な知見と経験を有しており、当社COOとして経営企画を管掌し、当社組織の効率化及びサービス供給体制の確立に寄与してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

(5) 泉雄介氏は、ITサービスの設計、開発について豊富な知見と経験を有しており、当社CTOとして技術部門全般を管掌し、当社の事業及びサービスの開発、改善に寄与してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

4．玉塚元一氏及び宮内義彦氏は、社外取締役候補者であります。

5．社外取締役候補者とした理由

(1) 玉塚元一氏は、複数の上場企業における経営者としての経験に基づき、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 宮内義彦氏は、上場企業における代表取締役としての経験に基づき、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。

6．玉塚元一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。

7．当社は、玉塚元一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、同氏を引続き独立役員とする予定です。また、宮内義彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

8．当社は、玉塚元一氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。玉塚元一氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。また、宮内義彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

9．「所有する当社の株式数」については、2019年７月31日現在の所有株式数を記載しております。

10．玉塚元一氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社が保有する株式数を含んでおります。

（ご参考）当社の社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役となる者の独立性を担保し、もって健全なコーポレートガバナンス体制を確立するため、社外取締役の独立性基準を次のとおり定めます。当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役が、次の項目のいずれにも該当しないと確認される場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

1.当社業務執行者

当社又は当社子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者

- 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、及び従業員等をいう。

2．主要取引関係者

(1) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者

- 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の２％を超える額の支払いを当社グループに対し行った者をいう。なお、当社グループが連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、当社の年間単体売上高を基準とする。

(2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者

- 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の２％を超える額の支払いを当社グループから受けた者をいう。なお、その者が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、その者の年間単体売上高を基準とする。

(3) 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者

- 「当社グループの主要な借入先」とは、当社グループの借入額が、直近事業年度末の当社グループの連結総資産額の２％を超える借入先をいう。なお、当社グループが連結決算を実施していない場合は、連結総資産額に代え、当社の単体総資産額を基準とする。

3．専門的サービス提供者

(1) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

- 「多額の金銭その他の財産」とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、直近事業年度において年間１千万円を超えるときをいい、専門的サービスを提供する者が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、直近事業年度において当該団体の年間連結売上高決もしくは年間総収入額の２％又は１千万円のいずれか高い方の額を超えるときをいう。なお、当該団体が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、当該団体の年間単体売上高を基準とする。

(2) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

4．議決権保有者

(1)　当社総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者

(2)　当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者

5．寄付又は助成を受けている者

当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

- 「多額の寄付又は助成」とは、年間１千万円以上の寄付又は助成をいう。

6．過去該当者

(1)　上記１に過去10年間において該当していた者

(2)　上記２ないし５に過去３年間において該当していた者

(3)　上記１ないし５のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する従業員をいう。

以　上

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、監査役全員（４名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ 森（もり）　尚美（なおみ） （1972年5月12日）	1997年10月　監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ）入所 1998年11月　朝日監査法人（現、有限責任あずさ監査法人）入所 2013年12月　佐藤誠会計事務所入所 2014年10月　当社社外監査役（現任）	10,000株
2	※ 琴坂（ことさか）　将広（まさひろ） （1982年1月14日）	2004年９月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 2013年４月　立命館大学経営学部准教授 2015年４月　フランス国立社会科学高等研究院日仏財団アソシエイト・フェロー 2016年３月　株式会社ユーザベース社外監査役 2016年４月　慶應義塾大学総合政策学部准教授（現任） 2017年６月　当社社外監査役（現任） 2018年12月　株式会社ユーグレナ社外取締役（現任） 2019年３月　株式会社ユーザベース社外取締役（監査等委員）（現任）	－
3	※ 宇都宮（うつのみや）　純子（じゅんこ） 戸籍上の氏名 森田　純子 （1971年6月21日）	2000年４月　弁護士登録　長島・大野・常松法律事務所入所 2007年10月　株式会社東京証券取引所出向 2011年11月　宇都宮総合法律事務所開設 2012年６月　株式会社スタートトゥデイ（現、株式会社ZOZO）社外監査役（現任） 2013年４月　株式会社ソラスト社外監査役（現任） 2013年９月　株式会社アドベンチャー社外取締役（現任） 2018年２月　宇都宮・清水・陽来法律事務所開設　パートナー（現任） 2018年10月　当社社外監査役（現任）	－

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．森尚美氏、琴坂将広氏及び宇都宮純子氏は、社外取締役候補者であります。
４．社外取締役候補者とした理由
(1)森尚美氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する専門知識と豊富な監査経験を当社の経営全般の監査・監督に活かしていただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
(2)琴坂将広氏は、企業経営及びコンサルティング業務についての豊富な経験及び経営学に関する専門的知見をもとに、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。
(3)宇都宮純子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通しており、当社の経営全般に適宜助言又は提言をいただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
５．森尚美氏、琴坂将広氏及び宇都宮純子氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、森尚美氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって５年、琴坂将広氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年４ヶ月、宇都宮純子氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
６．当社は、森尚美氏、琴坂将広氏及び宇都宮純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、いずれの社外取締役候補者も選任が承認された場合、当社は各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
７．当社は、森尚美氏、琴坂将広氏及び宇都宮純子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各候補者の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
８．「所有する当社の株式数」については、2019年７月31日現在の所有株式数を記載しております。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年10月18日開催の第９回定時株主総会において年額３億円以内（うち社外取締役分３千万円以内）と承認されておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員を除く取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を年額３億円以内（うち社外取締役分３千万円以内）とさせていただきたく存じます。本原案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、その職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額５千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと３名（うち社外取締役３名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第６号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年10月18日開催の当社第９回定時株主総会において、年額３億円以内（うち社外取締役分３千万円以内）としてご承認をいただいておりますが、当社は第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

今般、当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が承認可決された場合における取締役の報酬額とは別枠として、当社の対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額５億円以内（うち社外取締役分５千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として設定することにつきご承認をお願いいたします。ただし、当該金銭報酬債権の総額は、原則として、３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して初年度に支給する場合を想定しております。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は７名（うち社外取締役は２名）でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名（うち社外取締役は２名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。本制度の概要につきましては下記をご参照ください。

記

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数133,000株（うち社外取締役分13,000株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、３年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社関係会社の取締役、顧問及び従業員いずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中継続して当社又は当社関係会社の取締役、顧問又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社関係会社の取締役、顧問及び従業員いずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた譲渡制限株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がSMBC日興証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、同様の趣旨から譲渡制限付株式を活用した報酬制度を当社従業員の一部にも導入する予定です。

第７号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

今般、当社は、株主の皆様との利害共有意識を醸成すると共に、企業価値の棄損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保するために、当社の監査等委員である取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、第５号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」が承認可決された場合における監査等委員である取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額５千万円以内として設定することにつきご承認をお願いいたします。ただし、当該金銭報酬債権の総額は、原則として、３事業年度にわたる監査等委員としての職務執行の対価に相当する額を一括して初年度に支給する場合を想定しております。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の職責の重要性を勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役は３名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。本制度の概要につきましては下記をご参照ください。

記

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社監査等委員である取締役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数13,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社関係会社の取締役、顧問及び従業員いずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中継続して当社又は当社関係会社の取締役、顧問又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社関係会社の取締役、顧問及び従業員いずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議

により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた譲渡制限株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がSMBC日興証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年８月１日から
2019年７月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

わが国経済は、企業業績の回復、雇用・所得環境の改善などにより、長らく景気の緩やかな回復傾向が続いておりましたが、米中貿易摩擦の深刻化、英国のEU離脱問題等の影響もあり景気の先行きは不透明な状況で推移すると予想されております。

印刷業界においては、デジタルメディアの拡大とともに従来型の紙媒体の需要が減少傾向にあります。その一方で、印刷EC業界は潜在需要が大きく、2012年度から2018年度までの年平均成長率が10％超、また2018年度の市場規模は920億円に拡大していると想定されております（株式会社矢野経済研究所『印刷通販市場に関する調査結果2013』2013年11月７日発表によります）。

また、国内のトラック運送事業は、約14兆円という巨大な市場であります（国土交通省「物流を取り巻く現状について」2018年10月によります）。しかし、業界構造は多重下請け構造となっているうえ、車両の手配は電話・FAXでの連絡が中心であり人力に頼った運用となっているのが実態であります。当社は物流業界においてもＩＴによる効率化を図るとともに業界構造そのものをフラット化することで、荷主・運送会社双方に新たな価値提供ができると考えております。具体的には、各運送会社が保有する案件情報や、運送業務に関する情報をオンライン上で可視化し、効率化を進めていく等、業界全体の生産性向上に貢献してまいります。

このような状況の中、当社は、「仕組みを変えれば世界はもっと良くなる」というビジョンの下、主に印刷・集客支援（広告）のシェアリングプラットフォーム「ラクスル」と、物流のシェアリングプラットフォーム「ハコベル」を運営してまいりました。

「ラクスル」では、商品ラインナップの拡充や無料のデザイン制作ソフト「オンラインデザイン」の提供等顧客の利便性向上に努めております。また、「ハコベル」においても、登録運送業者数の増加やマッチング効率の上昇等、継続的にサービスの拡充に努めております。さらに、両事業とも将来を見据え、登録ユーザー数増加に向けた広告宣伝投資を積極的に行い、組織体制強化のための人材採用に注力いたしました。

以上の結果、当期の売上高は17,168百万円（前事業年度比53.6％増）、営業利益は143百万円（前事業年度比54.6％増）、経常利益は130百万円（前事業年度比201.2％増）、当期純利益は69百万円（前事業年度比350.2％増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第 9 期 (2018年７月期) (前事業年度)		第 10 期 (2019年７月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
印刷事業	10,594,813千円	94.8%	15,530,272千円	90.5%	4,935,459千円	46.6%
運送事業	509,354	4.6	1,542,471	9.0	1,033,117	202.8
その他事業	70,081	0.6	95,914	0.6	25,832	36.9
合計	11,174,249	100.0	17,168,658	100.0	5,994,409	53.6

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は130,169千円で、その主なものは印刷事業、運送事業サービス拡充に伴うソフトウエア製作費用78,334千円、運送事業の五反田オフィス新設内装工事等にかかるもの24,061千円等であります。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 7 期 (2016年７月期)	第 8 期 (2017年７月期)	第 9 期 (2018年７月期)	第 10 期 (当事業年度) (2019年７月期)
売上高（千円）	5,082,189	7,675,055	11,174,249	17,168,658
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△1,438,737	△1,163,101	43,242	130,243
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△1,448,470	△1,175,411	15,459	69,598
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	△98.03	△79.55	0.72	2.51
総資産（千円）	3,535,257	4,869,763	8,758,342	9,246,306
純資産（千円）	2,135,041	3,009,629	6,675,797	6,809,770
１株当たり純資産額（円）	△126.35	△205.90	242.29	244.88

（注）１．2017年12月21日付で、Ａ種優先株主及びＢ種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのＡ種優先株式（68,961株）及びＢ種優先株式（25,000株）を自己株式として取得し、対価として当該Ａ種優先株主及びＢ種優先株主にＡ種優先株式及びＢ種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、その後同日付で当該Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の全てを消却しております。

２．2018年２月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、第９期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ **対処すべき課題**

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①国内印刷EC市場の拡大

当社の主力事業である印刷事業がターゲットとする国内印刷EC市場は、株式会社矢野経済研究所が発表した「印刷通販市場に関する調査結果2013」によると、2012年度から2018年度までの年平均成長率が10%超、また2018年度の市場規模は920億円に拡大していると想定されております。EC化率の継続的な上昇を背景に急速な成長を続ける国内印刷EC市場の中で、リーディングカンパニーの１社として市場を牽引する立場であり続けることが当社の成長においても重要であると考えております。

②サービスの認知度向上、新規ユーザーの獲得

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、当社サービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

③顧客ニーズ充足を意識した商品ラインナップ拡充

当社における顧客基盤の拡大に伴い、顧客ニーズも多様化いたします。当社は、多様化する顧客ニーズを的確に捉え、一般的にロングテールといわれる購買頻度の少ない商品も含めた取扱商品の拡大を推進するとともに、新規カテゴリへの拡張、更なる顧客基盤の拡大へと繋げていくことが重要であると考えております。印刷事業においては、新たに販促・ノベルティ印刷に特化したサービスを開始したほか、集客支援サービスを中心に短納期商材の充実を図る等商品ラインナップの拡充を継続的に進めております。

④事業拡大と収益性向上を両立した事業運営

当社の事業モデルの特長の一つに、自社では印刷工場を有することなく全国の印刷会社と提携し、各会社における印刷機の非稼働時間を活用することで、ファブレス型の生産体制を採用している点があります。事業基盤が拡大にするにつれて提携印刷会社数及び一会社当たりへの発注量も増えていきますが、提携印刷会社との綿密なコミュニケーション及び協業により、事業が拡大していく中でも低価格かつ安定した品質の商品を継続して提供してまいります。

⑤取引データの蓄積・解析体制の強化

当社事業での取引の情報は、日々当社データベースに蓄積されております。注文情報や商品構成等、ユーザーの動きを把握し、PDCAサイクルを高速で回せる仕組みを整備しておりますが、より高度なデータ活用を行っていく必要があると考えております。例えば、どのような顧客がどのような商品をどのような単価で注文したか、というECサイトならではの情報をビッグデータとして蓄積し、独自に解析することで、サービ

スレベルとユーザーのロイヤリティを向上させていくことが今後のサービス拡充においては必要不可欠であると考えております。そのため、取引を通じて取得するデータの整備とこれを独自に解析していくための体制構築に取り組んでまいります。

⑥情報管理体制の強化

当社は、ユーザーの個人情報を中心とした情報資産を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び情報セキュリティ関連規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

⑦システムの安定性強化

当社はインターネットを介したサービス提供を行っているため、そのシステムを安定的に稼働させることが重要になります。そのために、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、システム安定稼動のための人員確保、教育・研修の実施等に努めてまいります。

⑧組織体制の整備

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じて多岐に亘るバックグラウンドの優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が中長期で働きやすい環境の整備、人事制度の構築を実施してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2019年７月31日現在）

事業区分	事業内容
印刷事業	印刷・集客支援（広告）のシェアリングプラットフォーム「ラクスル」を運営しております。
運送事業	物流のシェアリングプラットフォーム「ハコベル」を運営しております。
その他の事業	他社システム構築支援・保守業務等を行っております。

⑹ **主要な営業所**（2019年７月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都品川区
五反田オフィス	東京都品川区
京都事業所	京都府京都市

⑺ **従業員の状況**（2019年７月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
印刷事業	176（11）名	72名増（7名減）
運送事業	48（3）	27名増（2名増）
全社（共通）	38（3）	17名減（3名増）
合計	262（17）	82名増（2名減）

（注）１．従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．従業員数が前事業年度末に比べ増加した要因は、事業拡大に向け人材獲得を積極的に行ったことによるものであります。ただし、全社（共通）の従業員数については、当事業年度よりシステム部人員を各事業区分別に算定する方法に変更したため減少となっております。なお、全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
262（17）名	82名増（2名減）	33.2歳	1.7年

（注）１．従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．従業員数が前事業年度末に比べ増加した要因は、事業拡大に向け人材獲得を積極的に行ったことによるものであります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2019年７月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	133百万円
株式会社三井住友銀行	80
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	50

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2019年８月28日付をもちまして、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。

また、当社は2019年9月12日開催の取締役会において、今後の事業拡大に向けた運転資金等への充当のため総額5,000百万円の資金の借入について決議いたしました。

内容の詳細につきましては、個別注記表「9．重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

2．株式の状況（2019年７月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 96,688,000株

⑵ **発行済株式の総数** 27,805,200株（うち自己株式32株）

（注）新株予約権の権利行使により、256,600株増加しております。

⑶ **株主数** 4,258名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
松本恭攝	4,935千株	17.74%
株式会社オプトホールディング	4,773	17.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,962	7.05
株式会社日本政策投資銀行	1,912	6.87
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDUUCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,100	3.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,095	3.93
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	751	2.70
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS−MARGIN（CASHPB）	626	2.25
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	515	1.85
日本生命保険相互会社	475	1.70

（注）１．2018年６月７日付でフィデリティ投信株式会社から提出された大量保有報告書において、2018年５月31日現在で同社が1,478千株（持株比率5.37%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。

２．2019年４月３日付でベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーから提出された大量保有報告書（変更報告書）において、2019年３月29日現在で同社が1,055千株（持株比率合計3.81%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。

３．2019年７月３日付でクープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エルエルピーから提出された大量保有報告書（変更報告書）において、2019年６月28日現在で同社が1,854千株（持株比率合計6.69%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。

４．2019年７月19日付でＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及び共同保有者２名から連名で提出された大量保有報告書（変更報告書）において、2019年７月15日現在で同社及びその共同保有者が2,189千株（持株比率合計7.90%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。

５．持株比率は自己株式（32株）を控除して計算しております。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2019年７月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松本 恭攝	CEO 株式会社アイスタイル　社外取締役
取締役	永見 世央	CFO 株式会社リンクアンドモチベーション　社外取締役
取締役	田部 正樹	CMO 広告事業本部長
取締役	福島 広造	COO 印刷事業本部長
取締役	泉 雄介	CTO ハコベル事業本部長
取締役（社外）	朝倉 祐介	シニフィアン株式会社　共同代表 株式会社セプテーニ・ホールディングス　社外取締役
取締役（社外）	玉塚 元一	株式会社デジタルハーツホールディングス　代表取締役社長CEO ヤマハ発動機株式会社　社外取締役 株式会社エードット　社外取締役 トランス・コスモス株式会社　社外取締役
常勤監査役（社外）	森 尚美	
監査役（社外）	山田 啓之	AZX総合会計事務所　代表 Fringe81株式会社　社外監査役 株式会社カオナビ　社外監査役 Chatwork株式会社　社外監査役
監査役（社外）	琴坂 将広	慶應義塾大学　総合政策学部准教授 株式会社ユーザベース　社外取締役（監査等委員） 株式会社ユーグレナ　社外取締役
監査役（社外）	宇都宮 純子	宇都宮・清水・陽来法律事務所　パートナー 株式会社ZOZO　社外監査役 株式会社ソラスト　社外監査役 株式会社アドベンチャー　社外取締役

（注）１．常勤監査役森尚美氏及び監査役山田啓之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役森尚美氏は、公認会計士の資格を有しております。
・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。
２．宇都宮純子氏は、2018年10月18日開催の第９回定時株主総会において、新たに当社の社外監査役に選任され就任いたしました。
３．取締役松本恭攝氏は、2018年９月26日付で株式会社アイスタイルの社外取締役に就任いたしました。
４．取締役永見世央氏は、2019年３月28日付で株式会社リンクアンドモチベーションの社外取締役に就任いたしました。
５．取締役玉塚元一氏は、2019年６月25日付でトランス・コスモス株式会社の社外取締役に就任いたしました。

6．監査役山田啓之氏は、株式会社みんなのウェディングの社外監査役でありましたが、2018年10月1日付で退任いたしました。
7．監査役琴坂将広氏は、2018年12月21日付で株式会社ユーグレナの社外取締役に、2019年３月28日付で株式会社ユーザベースの社外取締役（監査等委員）にそれぞれ就任いたしました。
8．当社と社外役員の重要な兼職先との関係は、後記「⑷　社外役員に関する事項」に記載しております。
9．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10．当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
福島広造	取締役COO 印刷事業本部長	取締役COO	2019年８月１日
泉　雄介	取締役CTO ハコベル事業本部長	取締役CTO	2019年８月１日

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑶　取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2)	91百万円 (6)
監査役 （うち社外監査役）	4 (4)	15 (15)
合計 （うち社外役員）	11 (6)	106 (22)

1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．2018年10月18日開催の第９回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額３億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は年額５千万円以内と決議いただいております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	朝　倉　祐　介	シニフィアン株式会社　共同代表 株式会社セプテーニ・ホールディングス　社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	玉　塚　元　一	株式会社デジタルハーツホールディングス　代表取締役社長CEO ヤマハ発動機株式会社　社外取締役 株式会社エードット　社外取締役 トランス・コスモス株式会社　社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	山　田　啓　之	AZX総合会計事務所　代表 Fringe81株式会社　社外監査役 株式会社カオナビ　社外監査役 Chatwork株式会社　社外監査役	特別の関係はありません。
監査役	琴　坂　将　広	慶應義塾大学　総合政策学部准教授 株式会社ユーザベース　社外取締役（監査等委員） 株式会社ユーグレナ　社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	宇都宮　純　子	宇都宮・清水・陽来法律事務所　パートナー 株式会社ZOZO　社外監査役 株式会社ソラスト　社外監査役 株式会社アドベンチャー　社外取締役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 朝倉祐介	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
取締役 玉塚元一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回（出席率93%）に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
監査役 森尚美	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）、監査役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 山田啓之	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）、監査役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 琴坂将広	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）、監査役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、大学教員としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 宇都宮純子	当社監査役就任後の当事業年度に開催された当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回（出席率100%）、監査役会10回のうち10回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　EY新日本有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

貸借対照表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**7,981,842**	**流動負債**	**2,332,818**
現金及び預金	5,904,840	買掛金	1,458,493
受取手形	81,863	短期借入金	180,000
電子記録債権	1,753	1年内返済予定の長期借入金	91,430
売掛金	1,826,588	リース債務	41,402
貯蔵品	4,945	未払金	332,068
前払費用	92,458	未払法人税等	49,974
その他	69,505	未払消費税等	53,557
貸倒引当金	△114	前受金	41,476
固定資産	**1,264,463**	その他	84,416
有形固定資産	**654,023**	**固定負債**	**103,716**
建物	217,366	資産除去債務	103,716
減価償却累計額	△45,031	**負債合計**	**2,436,535**
建物(純額)	172,335	(純資産の部)	
機械及び装置	581,336	**株主資本**	**6,809,201**
減価償却累計額	△221,217	**資本金**	**1,958,453**
機械及び装置(純額)	360,118	**資本剰余金**	**4,765,791**
工具、器具及び備品	58,102	資本準備金	4,765,791
減価償却累計額	△30,032	**利益剰余金**	**85,057**
工具、器具及び備品(純額)	28,069	その他利益剰余金	85,057
リース資産	170,000	繰越利益剰余金	85,057
減価償却累計額	△76,500	**自己株式**	**△101**
リース資産(純額)	93,500	**評価・換算差額等**	**△284**
無形固定資産	**172,872**	その他有価証券評価差額金	△284
ソフトウエア	105,446	**新株予約権**	**854**
ソフトウエア仮勘定	67,425	**純資産合計**	**6,809,770**
投資その他の資産	**437,568**		
投資有価証券	128,352		
差入保証金	235,071		
繰延税金資産	74,144		
資産合計	**9,246,306**	**負債純資産合計**	**9,246,306**

損 益 計 算 書

（2018年８月１日から
2019年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**17,168,658**
売上原価		**13,224,435**
売上総利益		**3,944,222**
販売費及び一般管理費		**3,800,366**
営業利益		**143,856**
営業外収益		
受取利息	73	
受取配当金	780	
その他	2,647	3,500
営業外費用		
支払利息	8,444	
投資事業組合運用損	1,824	
上場関連費用	4,000	
その他	2,844	17,113
経常利益		**130,243**
特別利益		
固定資産売却益	239	239
特別損失		
固定資産除却損	7,131	
関係会社株式評価損	45,712	52,843
税引前当期純利益		**77,640**
法人税、住民税及び事業税	29,423	
法人税等調整額	△21,381	8,041
当期純利益		**69,598**

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年９月12日

ラクスル株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高　田　慎　司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本　間　愛　雄　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ラクスル株式会社の2018年８月１日から2019年７月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年８月１日から2019年７月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年９月12日

ラクスル株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　森　尚美　㊞

監査役（社外監査役）　山田啓之　㊞

監査役（社外監査役）　琴坂将広　㊞

監査役（社外監査役）　宇都宮純子　㊞

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区大手町２丁目６番１号　朝日生命大手町ビル　５階
フクラシア東京ステーション　Ｌ会議室

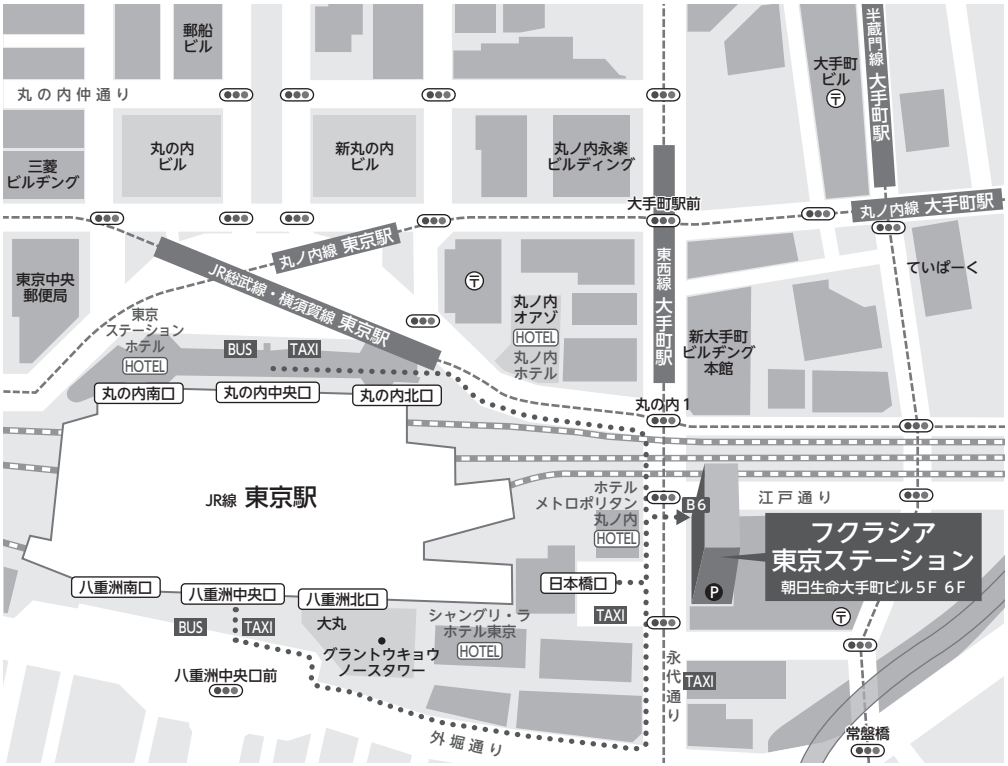

交通　　ＪＲ各線　　東京駅　　日本橋口より　徒歩約１分
　　東京メトロ東西線　大手町駅　　Ｂ６出口より　直結

お願い：駐車場の準備はしておりませんので、電車等公共交通機関でご来場下さいますようお願い申し上げます。
　　またお土産、お弁当はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。